

はしがき

2019年4月26日、平成最後の日経平均株価は、22,258円73銭で引けました。最高値（終値ベース）である38,915円87銭は平成元年の年末の株価でしたが、平成時代を通じてこの最高値には遠く及びませんでした。

とはいえ、平成の時代は、個人投資家を保護するための様々な措置が講じられました。証券会社や金融機関の販売ルールのみならず、株式や債券の発行会社のコーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みや情報開示の拡充も行われました。税制面では、キャピタルゲイン課税が導入される一方で、有価証券取引税は廃止され、金融所得課税の一体化やNISAの導入など、国策でもある「貯蓄から資産形成へ」に向けて、税制上の措置も講じられました。東証一部の平成末の時価総額は608兆円となっており、平成元年の最高値の日の時価総額590兆円を上回っています。平成は新時代に向けた環境整備が行われた時代と言えるかもしれません。

令和に入り、株式市場は米中の貿易摩擦などの影響を受け、軟調に推移しています。経済も先行きの不透明感があらわれはじめています。しかし、このような先が読めない時代だからこそ、将来に向けた地道な資産形成が重要となってきます。資産形成にあたっては金融商品の税制の知識も非常に重要です。

2019年からはNISA（一般・つみたて）の即日買付けが可能となっています。2020年からは投資信託の国外での税負担を国内の税負担から控除する措置が導入されます。これは個人投資家のリターンに影響を与える制度改革です。2019年7月1日からは改正相続法の本格的な適用が始まり、これを受けた税法上の見直しも行われています。

本書は、株式、公社債、投資信託、外国証券、外貨預金、先物・オプション取引などの税金、「つみたてNISA」を含む各種NISAやiDeCoなど資産運用をサポートする諸制度、相続・贈与税、不動産税制、確定申告やマイナンバー制度など、投資を行う方に欠かせない税金の知識をわかりやすく説明しています。上述した改正も含め、可能な限り最新の情報（原則として2019年6月7日現在）を盛り込んでいます。仮想通貨の税制なども解説しています。

本書は大和証券のお客様のために半世紀以上にわたり頒布してまいりましたが、今年度版からは、日本法令を通じて書店やインターネットでもお求めいただけるように致しました。皆様がこの「2019年度版 投資家のための税金読本」を常時手元においてご利用いただけるなら、執筆者一同、これに勝る喜びはありません。

2019年6月7日

株式会社 大和総研

2019年度税制改正で税金はこう変わる Ⅰ 1

1-1	2019年度税制改正	2
証券・金融税制		2
■投資信託分配金の外国税額控除の円滑な実施に向けた措置		2
■NISA関連		3
■その他の改正		3
個人所得税		4
■確定申告添付書類の簡素化		4
個人住民税		4
■ふるさと納税の見直し		4
相続税・贈与税		5
不動産税制		7
1-2	2019年(度)から施行される主な税制改正	9
証券・金融税制		9
	納税環境	9

所得税の基礎知識 Ⅱ 11

2-1	所得税の基本	12
所得税とは何だろう		12
■課税方法の種類		12
課税所得と非課税所得		13
■税金のかかる所得は10種類ある		13
■税金のかからない所得もある		15
2-2	所得税の計算の仕組み	19
■所得税計算の全体像		19
■退職所得と山林所得の税額の計算方法(分離課税)		22
損益通算と損失の繰越控除		23
■損益通算		23
■損失の繰越控除		24
所得控除		26
所得税の税率		39
税額控除		40
復興特別所得税		44
■復興特別所得税の源泉徴収		44
■復興特別所得税の申告納付		44
2-3	確定申告の仕組み	46
確定申告の必要な人、確定申告ができる人		46
サラリーマンと確定申告		47
損失の申告		48
所得税の納付		49

住民税の仕組み Ⅲ 53

3-1	住民税の基礎知識	54
5種類の住民税		54
住民税が課税されない人とは		56
■均等割と所得割が非課税になる人		56
■所得割のみ非課税になる人		56
3-2	住民税(所得割)の計算方法と納税	57
所得金額の求め方		57
所得控除		58
税額控除		62
住民税の申告と納税		64
■住民税の申告が必要な人		64
■所得税と住民税で異なる課税方式を選択するための申告		64
■住民税の徴収方法		65

4-1 株式譲渡益課税の仕組み	70
株式譲渡益課税の全体像	70
■「株式等」・「上場株式等」・「一般株式等」の範囲	70
■株式譲渡益課税の計算の流れ	71
所得金額の計算の原則	73
取得価額(または取得費)の計算	73
内部通算(所得区分内での損益通算)	80
所得間の損益通算	80
■上場株式等の場合	80
■一般株式等の場合	80
上場株式等の配当所得・利子所得との損益通算	81
譲渡損失の繰越し	81
■繰越控除の対象となる譲渡損失	81
■譲渡損失の繰越控除の適用手続き	82
4-2 その他の株式譲渡益課税	85
ストック・オプション税制	85
■税制適格ストック・オプション	85
■税制非適格ストック・オプション	86
特定中小会社株式に係る特例(いわゆるエンジェル税制)	89
■投資額の譲渡所得等からの控除	89
■投資額の寄附金控除	91
■価値喪失に係る「みなし譲渡」	91
■譲渡損失等の繰越控除	92
■譲渡所得の1/2課税の特例	92
信用取引の譲渡益課税	93
従業員持株会により取得した株式の譲渡益課税	94
4-3 配当課税の仕組み	97
源泉徴収と課税方法	97
■上場株式等の配当所得	97
■一般株式等の配当所得	98
配当所得の計算と収入時期	98
総合課税と配当控除	99
譲渡損失の損益通算・繰越控除	104
みなし配当	106
4-4 増資や株式分割などと税金	111
増資と株式分割	111
組織再編	112
■合併・会社分割・株式分配・株式交換・株式移転	112
■自社株対価TOB	115
自己株式の取得	115
4-5 株式譲渡益・配当と社会保険料の関係	116
社会保険料や扶養者の税金への影響	116
各制度への影響	117
合計所得金額と総所得金額等への影響	117
4-6 株式投資と税務調査	119
告知と本人確認	119
異動調書	122
支払調書	119
4-7 ラップ口座(SMA、ファンドラップ)の税金	125
ラップ口座の税制	125

一般NISA・ジュニアNISA・つみたてNISA目

129

5-1	一般NISA・ジュニアNISA・つみたてNISAの概要	130
	一般NISA・ジュニアNISA・つみたてNISAの特徴 と共通点	130
5-2	一般NISA	132
	一般NISAのみの規定とジュニアNISA・つみたて NISAに共通する規定	132
	一般NISAの概要	132
	口座開設手続きと勘定の設定	133
	■事前確認による口座開設	134
	■事後確認による口座開設	134
	■非課税管理勘定	135
	勘定に受け入れることができる金融商品	136
	■新規取得	136
	■コーポレートアクション発生時	137
	譲渡所得・配当所得の取扱い	139
	■上場株式等を譲渡した場合	139
	■非課税となる上場株式等の配当等	140
	非課税管理勘定間の移管（ロールオーバー）と 非課税期間満了時の扱い	140
	■非課税管理勘定間の移管（ロールオーバー）	140
	■非課税期間満了時の扱い	142
	勘定からの上場株式等の払出し	142
	取扱金融機関の変更等	143
	■異動届出書（氏名・住所等の変更、 つみたてNISAへの変更）	147
	非課税口座の開設者が死亡した場合（相続・遺贈）	147
5-3	ジュニアNISA	149
	ジュニアNISAの概要	149
	ジュニアNISAの口座開設	150
	■未成年者非課税適用確認書	150
	■未成年者口座開設届出書	150
	ジュニアNISAの口座のしくみ	151
	■未成年者口座	151
	■課税未成年者口座	152
	ジュニアNISAにおける資金の流れ	153
	■パターン1・18歳到達年度の1月1日以後に 口座開設	154
	■パターン2・2005年1月2日以前生まれ	154
	■パターン3・2005年1月3日～ 2006年1月2日生まれ	155
	■パターン4・2006年1月3日以後生まれ	155
	払出し制限と要件外払出し時の課税	156
	■払出し制限と払出し制限の解除	156
	■災害等事由発生時の払出し	156
	■要件外払出し	156
5-4	つみたてNISA	158
	つみたてNISAの概要	158
	つみたてNISAの対象商品	159
	つみたてNISAの商品の購入方法	160
	一般NISAとの間の変更	160

債券と税金目

161

6-1	公社債投資の税金	162
	公社債に対する課税の概要	162
	■公社債の種類	162
	■特定公社債と一般公社債	162
	特定公社債に対する課税	164
	■特定公社債の課税の概要	164
	■特定公社債の利子所得に対する課税	165
	■特定公社債の譲渡所得等に対する課税	165
	一般公社債の課税	167
	割引債の税金	168
	新株予約権付社債の税金	169
	■利子・償還差益に対する税金	170
	■譲渡益に対する税金	170
	特殊な債券の税金	170
	■他社株転換可能債（EB）に対する税金	170

■株価指数連動債に対する税金	171	デフォルト損失が発生した場合	174
支払調書等	173		

6-2 障害者等非課税貯蓄制度(マル優・特別マル優)	176
マル優貯蓄の種類と対象となる有価証券	176
マル優貯蓄の利用手続き	177
マル優枠を超えたとき	178

投資信託と税金 7 179

7-1 投資信託の種類と課税の概要	180
根拠法による分類	180
上場株式等と一般株式等の分類	181

7-2 公募株式投信・公募公社債投信の税金	183
公募株式投資信託の税金	183
■期中収益分配金への課税	183
■換金・償還時の課税	186
公募公社債投資信託の税金	187
■期中収益分配金への課税	187
■換金・償還時の課税	187
公募投資信託等の外国税額控除 (2020年1月以後)	188

7-3 いろいろな投資信託と税金	191
ETF(上場投資信託)	191
■投資法人債型ETF	192
ETN(上場投資証券)	192
不動産投資信託(REIT)	192
会社型投資信託	193
■上場株式等と同様の課税が行われるもの	194
■一般株式等と同様の課税が行われるもの	194
私募投資信託	194
■私募投資信託等の外国税額控除	195

7-4 投資信託の告知・支払調書等	196
受領者の告知	196
支払調書・特定口座年間取引報告書	196
支払通知書	197

特定口座における株式・債券・投資信託と税金 8 199

8-1 特定口座の仕組み	200
■特定口座とは	200
■源泉徴収口座のメリットと注意点	201

8-2 特定口座の開設と上場株式等の受入れ、引出し	202
特定口座の開設手続き	202
特定口座に入れることができる取得の方法	203
他の口座からの上場株式等の移管	205
■他の証券会社などの特定口座からの 上場株式等の移管	205
■被相続人等の口座からの上場株式等の 移管	205
特定口座の廃止・特定口座からの引出し	206

8-3 特定口座の諸手続き	207
源泉徴収の有無の変更	207
■配当・利子・分配金の受入れの開始・終了 手続き	207
■受入れ対象となる配当・利子・分配金	207

特定口座の廃止と出国時の手続き	209	■ 出国口座と帰国後の特定口座への再移管	209
■ 特定口座の廃止手続きと出国による廃止	209	氏名・住所・営業所等の変更	209
8-4 特定口座における所得計算と源泉徴収	210		
特定口座における所得計算	210	■ 譲渡損益に係る源泉徴収と還付	211
■ 特定口座における取得日・収入すべき時期の特例	210	■ 配当・利子・分配金に係る源泉徴収	211
■ 特定口座内での所得計算の特例	210	■ 年間の譲渡損と利子・配当・分配金との損益通算	212
源泉徴収口座での源泉徴収と還付	211		
8-5 特定口座年間取引報告書と特定口座の確定申告	214		
特定口座年間取引報告書	214	■ 源泉徴収口座に配当・利子・分配金が受入れられている場合	215
源泉徴収口座と確定申告	214	確定申告の添付書類等	217

外国証券・外貨預金と税金 9

223

9-1 外国証券投資と税金	224		
外国証券投資の税金の概要	224	■ 外国債券の課税の原則	230
■ 外国での税金の概要	225	■ 外国の発行体が発行した国内債の税金	231
外国株式の税金	226	■ みなし外国税額控除	233
■ 配当に対する税金	226	外国投資信託の税金	235
■ 外国税額控除	226	■ 契約型外国株式投資信託	235
■ 譲渡益に対する税金	229	■ 契約型外国公社債投資信託	237
外国債券の税金	230	■ 会社型外国投資信託(外国投資法人)	238
9-2 外国証券投資と支払調書	240		
9-3 外貨預金と税金	243		
外貨預金の概要	243	外貨預金と税金	243

デリバティブ取引と税金 10

245

-先物、オプション、FX-

10-1 デリバティブ取引の税金の基本	246		
■ デリバティブ取引の種類	246	■ 損益発生日の基本的な考え方	247
■ 「課税の特例」の対象となる取引の税金	247	■ 告知と本人確認	248
■ 「課税の特例」の対象とならない取引の税金	247	■ 支払調書	248
10-2 先物取引と税金	249		
先物取引の仕組み	249	先物取引の税金	249
■ 株価指数先物取引の仕組み	249		
10-3 オプション取引と税金	251		
オプション取引の仕組み	251	オプション取引の税金	251

■ 有価証券指数等オプション取引の税金	251	■ 有価証券オプション取引の税金	253
10-4 外国為替証拠金取引(FX)の税金	256		
外国為替証拠金取引(FX)の税金	256	■ 外国為替証拠金取引(FX)の税金	257
■ 外国為替証拠金取引(FX)とは	256		

年金・財形と税金の話 Ⅱ 261

11-1 年金と税金	262		
年金にはどのようなものがあるか	262	年金にかかる税金	268
■ 法律で強制加入となる年金	262	■ 掛金拠出時の税金	268
■ 企業が任意に実施できる年金	263	■ 給付時の税金	269
■ 個人が任意に加入できる年金	264	■ 公的年金等の給付と確定申告	271
■ 確定拠出年金(DC、iDeCo)	265		
11-2 財形制度と税金	275		
財形貯蓄	275	■ 要件外払出し時の遡及課税 (財形年金・財形住宅)	278
■ 財形貯蓄の概要	275	■ 積立限度額超過時の課税 (財形年金・財形住宅)	279
■ 財形貯蓄における公募投資信託の 換金時の税制の特例	276	財形給付金制度と財形基金制度	279
■ 積立の中断	277		
■ 住宅取得時の払出し手続き(財形住宅)	277		
■ 災害等事由発生時の払出し手続き (財形年金・財形住宅)	278		

相続税のABC Ⅱ 281

12-1 相続税の仕組み	282		
相続税の概要	282	■ 各相続人等の相続税額の計算 (第四段階)	293
相続税の計算	285	■ 各相続人等の納付税額の計算 (第五段階)	293
■ 課税価格の計算(第一段階)	285		
■ 課税される遺産総額の計算(第二段階)	289		
■ 相続税の総額の計算(第三段階)	290		
12-2 相続税の申告と納税	299		
延納	301	物納	303
12-3 遺産分割の方法	305		
遺言による遺産分割	305	協議分割	307

財産を贈与されたら ㊦

311

—贈与税の話—

13-1	贈与税と二つの課税方法	312	
納税義務者	312	暦年課税	317
贈与税の課税財産	315	相続時精算課税制度	321
■贈与税の課される財産	315	■相続時精算課税制度の仕組み	322
■贈与税の課されない財産	316	■住宅取得等資金の贈与の特例	322
13-2	直系尊属からの贈与の贈与税非課税制度	326	
3種類の非課税制度の概要	326	■口座内での運用	332
住宅取得等資金の非課税制度	327	結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度	332
教育資金の一括贈与非課税制度	329	■結婚・子育て資金支出額	333
■教育資金支出額	329	■贈与者死亡時の扱い	334
■贈与者死亡時の扱い	331	■契約終了時の扱い	335
■契約終了時の扱い	331	■口座内での運用	335
13-3	生前贈与の方法による税額の違い	336	
13-4	贈与税の申告と納税・贈与の時期と認定	340	
贈与税の申告と納税	340	贈与の時期と贈与の認定	341
延納の制度	340		

相続・贈与に欠かせない財産評価 ㊦

343

14-1	相続税・贈与税の財産評価	344	
相続税・贈与税の財産評価は時価が原則	344		
14-2	株式の評価	345	
上場株式、気配相場等のある株式の評価	345	■取引相場のない株式の評価の概要	349
■上場株式等の評価の原則	345	■一般評価会社の場合	349
■信用取引の建玉の評価	348	■特定評価会社の場合	352
取引相場のない株式の評価	349	■所有者が同族株主等以外の場合	353
14-3	事業承継税制	355	
非上場株式等についての相続税の納税猶予	356	■経営承継期間経過後、納付が免除される場合	360
■相続開始前	357	■他制度との併用など	363
■相続開始後、相続税の申告期限までの間	357	■経過措置	363
■申告期限後5年以内(経営承継期間中)	358	非上場株式等についての贈与税の納税猶予	363
■申告期限後5年経過後(経営承継期間経過後)	359		
14-4	公社債、証券投資信託等の評価	369	
14-5	不動産の評価	373	
土地等の評価	373	建物等の評価	377

15-1 不動産取引と税金 382

不動産に関する税金のいろいろ 382

15-2 不動産を取得したとき 383

不動産取得税	383	■直系尊属から贈与された住宅取得等資金の非課税制度	389
登録免許税	385	■贈与税の配偶者控除	389
住宅取得等資金に係る贈与税の特例	389		
■住宅取得等資金贈与に係る60歳未満の相続時精算課税の適用	389		

15-3 住宅ローン減税・投資型減税 391

住宅ローン減税・投資型減税(新築・中古住宅の取得の場合)	392	■制度間の関係	396
■住宅ローン減税(新築・中古住宅の取得)	392	■住宅ローン減税(一般の増改築)	397
■投資型減税(認定住宅)	396	■住宅ローン減税(各種改修の特例)	398
住宅ローン減税・投資型減税(増改築の場合)	396	■投資型減税(各種改修)	400

15-4 不動産を保有しているとき 402

固定資産税と都市計画税	402	地代・家賃収入の税金	406
■宅地等の固定資産税	403	■不動産所得の計算	406
■家屋の固定資産税	404	■権利金等の税金	406

15-5 不動産を譲渡したとき 408

一般の土地・建物等を譲渡したとき	408	居住用財産を譲渡したとき	411
■土地・建物等の譲渡所得に関する課税方法	408	■居住用財産の譲渡所得に関する特例	411
■譲渡所得金額の計算	409	■居住用財産の買換えの特例	412
■譲渡所得の特例	410	■居住用財産などの譲渡による損失の取扱い	414

15-6 農地に関する特例 420

固定資産税	420	贈与税	420
相続税	420		

16-1 申告納税と訂正のしくみ 422

申告納税と訂正のしくみ	422	■刑事罰	425
申告忘れ・誤りと税金の時効	422	■税金と時効	425
■申告忘れ・申告の誤りがあったとき	422	利子税・延滞税	428
■加算税	424	税金の計算に関する端数の取扱い	430

16-2 税務署への財産債務の申告と国外転出時みなし譲渡益課税 431

国外財産調書制度	431	財産債務調書制度	432
----------	-----	----------	-----

非居住者の金融口座情報の自動的交換	437	■納税猶予制度	439
国外転出時みなし譲渡益課税の特例	438	■帰国時等の課税取り消し	440
■納税管理人と申告の方法	438	■相続・贈与時のみなし譲渡益課税	440
16-3 個人番号(マイナンバー)制度	441		
個人番号(マイナンバー)制度の概要	441	マイナンバーを記載する対象書類	446
証券取引等におけるマイナンバーの利用局面	443	ほふりを通じたマイナンバーの取得	
預貯金等へのマイナンバーの紐づけ	445	(2020年4月以後)	447
マイナンバーの告知負担の軽減	445		

付表・索引

付表・主な金融商品の課税一覧表(根拠条文付き)	448
付表・主な金融商品の支払調書提出の有無	452
用語50音順INDEX	453

Check Point!・Q&A 一覧

C…Check Point! Q…Q&A

2章 所得税

C 特定支出控除とは	15	Q セルフメディケーション税制とは	36
Q ゴルフ会員権の税金	23	Q 所得控除の順序	38
C 青色申告と白色申告	25	C 合計所得金額と総所得金額等	38
C 所得金額調整控除(2020年分以後)	30	Q 海外に転勤する場合の税金	43
Q 災害等があったとき	32	Q 確定申告書の種類	49
Q 特定寄附金とは	33	C 国税電子申告・納税システム(e-Tax)を 利用した電子納税	51
Q 医療費控除の対象となる医療費	34		
Q 後期高齢者医療制度と社会保険料控除	35		

3章 住民税

Q 所得税と所得割の違い	57	C 公的年金からの住民税の特別徴収制度	66
C ふるさと納税ワンストップ特例制度とは	64	C 退職所得に対する住民税の特別徴収	67

4章 株式

Q 株式等の譲渡益の所得区分	72	「特定中小会社」の要件	90
Q 取得価額がわからない場合	77	Q 株式累積投資(るいとう)の譲渡益課税	94
C 株式等を取得するために要した負債の利子	79	Q 非居住者と株式譲渡益課税	95
Q 損失の申告を忘れていた場合	82	Q 総合課税と申告不要の選択	100
C 株式の取得形態と取得日	83	C 上場株式等の譲渡損失を 繰越控除する場合の取扱い	105
Q ストック・オプションの課税方法	87	C 総合課税、申告分離課税、申告不要の 比較(上場株式等の配当等)	106
C その他の株式報酬の税制(有償ストック・ オプション、譲渡制限付株式)	88		
C 「特定新規中小会社」と			

5章 NISA

- Q 新株予約権の無償割り当てがあった場合 - 139
- Q 非課税口座から特定口座への移管 - 143
- C 勘定設定期間と2017年以前に開設した
非課税口座の扱い - 146
- C 非課税口座年間取引報告書 - 148
- C 未成年者口座年間取引報告書 - 157

6章 債券

- Q 個人向け国債への課税 - 166
- Q ABS(債券型)の税制 - 166
- C 新株予約権の権利行使期間満了時の課税 - 170
- C 仕組債 - 172
- Q 預貯金および金融類似商品等の税金 - 172
- C 金地金等の税金と支払調書 - 173

7章 投資信託

- Q 普通分配金と元本払戻金(特別分配金) - 184
- Q 株式投資信託と配当控除 - 185
- C MMF・中期国債ファンド、MRFと税金 - 188

8章 特定口座

- Q 「みなし取得費」で特定口座に受け入れた
上場株式等の引出し - 206
- C 配当等の受取方法 - 208
- C 特定口座での源泉徴収と還付の計算例 - 213
- Q 複数の証券会社で源泉徴収口座を
開設している場合の損益通算の方法 - 215
- C 資本の払戻しがあった場合の申告方法 - 218
- Q 特定口座と配偶者控除等の関係 - 218
- C 特定管理株式等の価値喪失に伴う
みなし譲渡損の特例 - 219
- Q 特定口座における住民税の取扱い - 222

9章 外国証券

- Q 外国株式の配当の源泉徴収と円換算 - 228
- Q 外国株式の譲渡益に対する課税 - 229
- Q 世銀債等の利子 - 232
- C デュアル・カレンシー債、
ディスカウント債の税金 - 232
- C 外貨建てMMF - 238

10章 デリバティブ

- C カバードワラントの取引と税金 - 254
- C 証券CFD - 258
- Q 仮想通貨(暗号資産)の税金 - 259

11章 年金・財形

- Q 年金制度間の資産の持ち運び
(ポータビリティ) - 267
- C 扶養親族等申告書 - 272
- Q 変額年金(投資型年金)保険と税金 - 273

12章 相続税

- C 特定一般社団法人等への相続税の課税 - 283
- C 相続時精算課税制度と相続税 - 287
- Q 国外財産等が相続された場合 - 288
- C 被相続人に養子がいる場合の取扱い - 289
- Q 相続人である子などがすでに
死亡している場合 - 292
- Q 非嫡出子等の法定相続分 - 292
- Q 配偶者の税額軽減 - 296
- C 相続税額の計算例 - 298
- C 相続税の申告書の添付書類の拡充 - 299
- Q 相続税額が0でも申告が必要な場合 - 300
- Q 遺産分割が申告期限までに
行われない場合 - 300
- Q 相続税の連帯納付義務 - 301
- C 遺言と遺留分 - 306
- Q 遺産分割における預貯金の扱い - 307
- C 相続した財産の名義書換え - 308
- C 相続放棄・限定承認とその効果 - 308
- C 民法の相続関係(相続法)の改正 - 309
- Q 民法の相続関係(相続法)の改正に
対応した税制上の見直し - 310

13章 贈与税

- C 持分の定めのない法人を利用した
租税回避の防止 ————— 313
- Q 国外財産等を贈与された場合 ————— 314
- Q 著しく低い価額で財産の譲渡を
受けた場合 ————— 315
- Q 募集株式引受権の贈与があったと
みなされる場合 ————— 316
- C 成年年齢の引き下げによる年齢要件の
見直し ————— 319
- Q 夫婦間の居住用不動産等の贈与と
配偶者控除 ————— 320
- Q 相続時精算課税制度の適用を受けた財産に
ついて遺留分減殺請求を受けた場合 ——— 325
- C 連年贈与とは ————— 339
- Q 名義書換えと贈与の認定 ————— 341
- Q 夫婦間の金銭貸借 ————— 342
- Q 親の敷地に家を建てた場合 ————— 342

14章 財産評価・事業承継

- C 相続時精算課税制度の適用を受けた
財産の評価 ————— 344
- C 権利落等がある場合の特例 ————— 346
- C 種類株式の評価方法 ————— 348
- C 事業継続が困難になった場合の
納税猶予税額の免除(特例措置) ————— 360
- C 猶予税額の計算 ————— 361
- C 医業継続の事業承継税制 ————— 365
- C 個人版事業承継税制の創設 ————— 366
- Q 小規模宅地等の特例 ————— 374
- C 定期借地権等の目的となっている貸宅地 - 377
- C 土地・家屋等の負担付贈与や
低額譲渡の特例 ————— 378
- C 配偶者居住権の税制上の扱い ————— 379
- Q マンションの評価額 ————— 380
- Q 外貨建資産等の円換算 ————— 380

15章 不動産

- Q 居住用住宅に対する不動産取得税の軽減 - 384
- C 居住用住宅に対する登録免許税の軽減 — 387
- C 相続による土地の所有権の移転登記に
対する登録免許税の免税措置 ————— 388
- Q 税務署から資金出所等の
お尋ねがあったとき ————— 390
- C 消費税増税に伴う住宅ローン減税の特例 - 395
- C タワーマンションの固定資産税等の見直し - 405
- Q 負債の利子が不動産所得の赤字に
含まれている場合の損益通算 ————— 407
- C 空家に係る譲渡所得の特別控除 ————— 412
- Q 譲渡資産の取得費がわからない場合 ——— 415
- Q 相続等により取得した土地・建物等の
取得日および取得費 ————— 416
- C 譲渡した不動産が相続等により取得した
ものである場合の取得費加算の特例 ——— 416

16章 必須知識

- Q 税務署から「決算書(収支内訳書)の
内容についてのお尋ね」が届いたら ——— 426
- Q 税務署の結論に不服があるとき
(納税者の権利救済のしくみ) ————— 427
- Q 国税の滞納処分・換価の猶予 ————— 428
- C 地方税の場合 ————— 430
- C マイナンバー制度・マイナンバー
カードの展望 ————— 447

本書は2019年6月7日現在の法令等に基づいて作成しています。作成においては万全を期しておりますが、投資の決定または税務申告等におかれましては、ご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。

1

2019年度税制改正で 税金はこう変わる

本章では2019年度税制改正、および2019年（度）から施行される税制改正について解説します。

1-1では、2019年度税制改正の内容を解説します。個人事業者の事業承継税制の創設、一括贈与非課税制度の見直し、住宅ローン減税の拡充などが行われています。

1-2では、2019年に施行されたNISAの口座開設申込時の即日買付の開始、QRコードを用いたコンビニ納付の開始について解説します。

2019年度税制改正

証券・金融税制

投資信託分配金の外国税額控除の円滑な実施に向けた措置

国内籍の公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、ファンドへの配当金や利息などの支払いの際、外国で源泉徴収が行われることがあります。

個人投資家が株式等に直接投資している場合は、源泉徴収された外国税額は確定申告を行うことで外国税額控除を適用できますが、現行制度上、公募投資信託等には外国税額控除が適用されないため、二重課税が生じています。

2020年1月1日以後の分配金等の支払いから、二重課税が生じないよう外国税額控除と同様の仕組みが**公募投資信託等**に導入されます。

現行制度では、公募投資信託等が投資家に分配金を支払う際には、当該公募投資信託等が外国税をいくら負担しているかにかかわらず投資家への分配金支払額

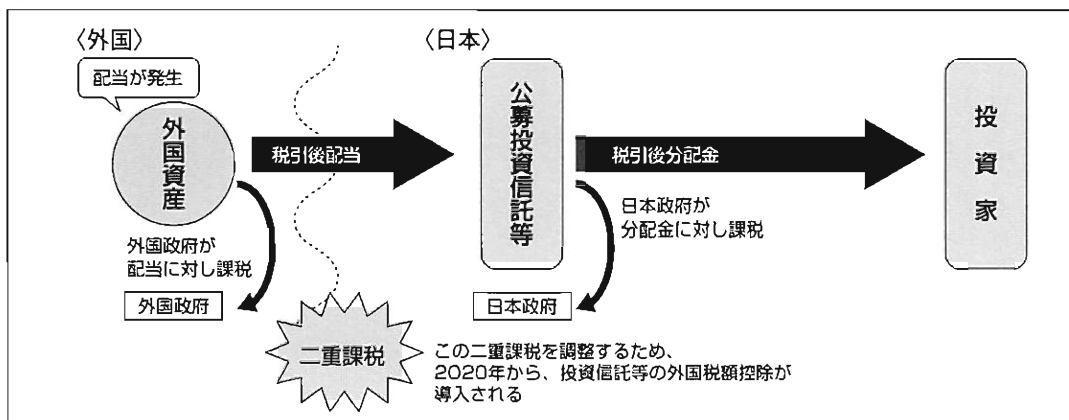
(のうち普通分配金となる部分)に税率(国税15.315%、地方税5%)をかけて源泉徴収が行われています。

改正後は、公募投資信託等が支払った外国税額を、投資家への収益分配金の支払いの際に源泉所得税の額から控除できることとされました。

なお、この改正は国税のみについて行われているため、外国税額は所得税(および復興特別所得税)からは控除されませんが、地方税からは控除されません。

2019年度税制改正により、この投資信託等に係る外国税額控除を円滑に実施するために、各種措置が取られます。具体的には、集団投資信託の信託財産の所得税および外国所得税の計算においては、その集団投資信託の収益から収益調整金のみに係るものを除いて行います。

▶ 公募投資信託等の外国税額控除とは



「収益調整金」とは、追加型投資信託の追加設定の際に、既存の受益者の収益分配に不利益が生じないように設けられた勘定項目のことです。

この改正により、例えば分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）である場合、

所得税および住民税が課されないため、外国税額の控除も行われなかったことが明確化されました。

公募投資信託等の外国税額控除について、詳細は□188ページを参照して下さい。

NISA関連

海外赴任時の非課税口座継続利用

従来、一般NISAおよび「つみたてNISA」の所有者が出国して非居住者となる場合、非課税口座から課税口座に残高を払い出し、非課税口座は廃止する必要がありました。

2019年度税制改正により、2019年4月1日以後、海外転勤等で一時的に出国する場合については「**継続適用届出書**」を出国の前日までに提出することで、既に非課税口座内に保有する残高について、出国後も配当等の非課税の取扱いを受けることができるようになりました（詳しくは、□145ページ）。

勘定変更手続きの簡素化

NISAにおける勘定変更について、「非課税口座異動届出書」で変更できる勘定は、翌年以後に設けられる勘定についてのみであり、当年分の勘定変更を行うには、「金融商品取引業者等変更届出書」を用いて行う必要がありました。

2019年度税制改正により、2019年4月1日以後、その年の勘定に上場株式等を受け入れていない場合に限り、**当年分の勘定変更**についても、「非課税口座異動届出書」で行うことができるようになりました（詳しくは、□147ページ）。

ロールオーバー移管依頼書の手続きの簡素化

2019年4月1日以後、ロールオーバー移管依頼書等の電磁的提出の際に行う本人確認方法に、氏名、生年月日、住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法が加えられました（詳しくは、□142ページ）。

成年年齢引き下げに伴うNISA制度利用可能年齢の変更

成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、**2023年1月1日以後**、一般NISA・つみたてNISAの対象年齢が「18歳以上」、ジュニアNISAの対象年齢が「18歳未満」になります。

その他の改正

既存口座のマイナンバー告知猶予期間の延長

従来、2015年12月31日までに開設された証券口座（既存口座）について、2019年1月1日以後、最初に利子、配当、譲渡代金等を受け取る日までにマイナン

バーを告知する必要があるとされてきました。

しかし、2019年度税制改正により、この既存口座のマイナンバー告知猶予期限が3年間延長されました。つまり、**2022年1月1日以後**、最初に利子、配当、譲

渡代金等を受け取る日まで、マイナンバーの告知が猶予されることになりました。

また、マイナンバーについては、証券会社などが証券保管振替機構（ほふり）からマイナンバーの提供を受けて確認したときは、本人が証券会社などにマイナンバーの告知をしたものとみなす等の措置が取られます。

▶▶▶ 特定口座に受け入れられる上場株式等の範囲拡大

特定口座に受け入れられる上場株式等として、2019年4月1日以後、上場会社の役員等に付与される**事後交付型の株式報酬**が新たに追加されました。

事後交付型の株式報酬とは、中長期のインセンティブ付与を目的とした株式報酬であり、「事後交付型リストラクテッド・ストック」や「パフォーマンス・シェア」がこれに該当します。

個人所得税

確定申告添付書類の簡素化

2019年4月1日以後に提出する確定申告書等について、次の書類の添付・提示が不要となります。

- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類

個人住民税

ふるさと納税の見直し

都道府県・市区町村に対する寄附（ふるさと納税）の金額について、住民税の寄附金税額控除の適用があります（詳しくは、[□63ページ](#)）。

2019年6月1日以後は、総務大臣が次の基準に適合するとして指定した都道府県・市区町村に対する寄附金のみ、特例控除の対象となります。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する都道府県・市区町村
- ② 次のいずれも満たす都道府県・市区町村
 - (a) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - (b) 返礼品を地場産品とすること

指定は都道府県等の申出によって行い、また、総務大臣は基準に適合しなくなった都道府県等の指定を取り消すことができます。

この改正は**2019年6月1日以後**に支出された寄附金について適用されるため、2019年6月1日以後は、指定されていない都道府県等に寄附を行っても特例控除は受けられません。

▶ 成年年齢引き下げに伴う非課税対象者の変更

住民税が非課税となる基準について、均等割、所得割ともに、未成年者は所得上限が緩和されています。成年年齢が引き下げられることに伴い、緩和対象となる未成年者も20歳未満から18歳未満に変更されます。

相続税・贈与税

▶ 教育資金の一括贈与非課税制度の見直し

2013年4月1日から2019年3月31日までの間に、直系尊属から30歳未満の直系卑属に教育資金の一括贈与を行った場合、最大1,500万円まで贈与時の贈与税が非課税とされる制度が設けられていました。

2019年度税制改正により、制度を適用できる贈与の期間が**2021年3月31日まで**2年間延長されました。また、受贈者である直系卑属の要件に、「贈与を受けた年の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること」が2019年4月1日以後の贈与から加えられました。

制度の適用可能期間は受贈者が30歳に達するまでですが、2019年7月1日以後に30歳に達した受贈者について、30歳に達した時に学校等に在学しているか職業訓練を受講している場合は、最長で40歳に達するまで延長できるようになります。

教育資金には、①学校等に直接支払われる入学金等のほか、②学校等以外の人に支払われる金銭のうち、学習、スポーツ、文化芸術活動、教養の向上のための活動に係る、月謝、謝礼、入会金、施設利用料等や活動を通じてその指導者から購入するものの費用が該当します。2019年度税制改正により、**2019年7月1日以後かつ受贈者が23歳に達した日以後**に支払われる②に該当する教育資金については、職業訓練に該当するものを除き、非課税制度の対象外とされました。

また、従来は教育資金の非課税制度において贈与者が死亡した場合、資金の残額は相続財産へ持ち戻されないこととされていました。しかし、2019年度税制改正により、贈与者が**2019年4月1日以後かつ贈与後3年以内に死亡した場合**、原則として、資金の残額が相続財産に持ち戻され、相続税の課税対象となることとされました。

結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の見直し

2015年4月1日から2019年3月31日までの間に、直系尊属から20歳以上50歳未満の直系卑属に結婚・子育て資金の一括贈与を行った場合、最大1,000万円までの贈与時の贈与税が非課税とされる制度が設けられていました。

2019年度税制改正により、制度を適用できる贈与の期間が**2021年3月31日まで**2年間延長されました。また、受贈者である直系卑属の要件に、「贈与を受けた年の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること」が2019年4月1日以後の贈与から加えられました。

個人事業者の事業承継税制の創設

事業承継に伴う相続税・贈与税の負担

を軽減し、事業の円滑な承継を促進する事業承継税制として、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度が設けられています。従来、この事業承継税制は中小企業向けの税制であり、法人でない個人事業者が事業を承継させる場合の税制優遇制度は整備されていませんでした。

2019年度税制改正により、個人事業者から後継者へ一定の事業用資産（特定事業用資産）を承継させる場合について、個人の事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予制度が、10年間の時限措置として創設されました。**2019年1月1日以後の相続・贈与等**から適用されます。詳細は[366ページ](#)を参照して下さい。

	個人版	法人版（特例措置）
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 (2019年4月1日～2024年3月31日)	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日～2023年3月31日)
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2019年1月1日～2028年12月31日)	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日～2027年12月31日)
対象者	個人事業者	非上場会社
対象資産	下記の事業用資産 宅地等（400㎡まで） 建物（床面積800㎡まで） 一定の減価償却資産	非上場株式
納税猶予割合	100%	100%
承継パターン	事業者（同一生計の親族を含む） →後継者（1人のみ）	複数の株主→後継者（最大3人）
雇用確保要件	なし	あり
事業継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	あり
相続時精算課税の適用	あり	あり

（出所）経済産業省・中小企業庁資料をもとに大和総研作成

小規模宅地等の特例の見直し

2019年度税制改正により、小規模宅地等の特例を利用した課税逃れへの対策として、特例の要件が厳格化されました。

2019年4月1日以後の相続等から、特定事業用宅地等について、相続開始前3

年以内に新たに事業の用に供された宅地等については、一定以上の設備投資が認められる場合（その宅地等の上の事業用資産の価額が、宅地等の相続時評価額の15%以上である場合）を除き、この特例の適用を受けられません。

2019 年度版
投資家のための税金読本

令和元年 7 月 20 日 2019 年度版発行

検印省略



日本法令®

〒 101-0032
東京都千代田区岩本町 1 丁目 2 番 19 号
<http://www.horei.co.jp/>

編 著 株式会社大和総研
監 修 税理士法人柴原事務所
発行者 青 木 健 次
印刷所 セキ株式会社
製本所 セキ株式会社

(営 業) TEL 03-6858-6967 E メール syuppan@horei.co.jp
(通 販) TEL 03-6858-6966 E メール book.order@horei.co.jp
(編 集) FAX 03-6858-6957 E メール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <http://www.horei.co.jp/shop>
(お 詫 び と 訂 正) <http://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・ 乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・ **JCOPY** (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© Daiwa Institute of Research 2019. Printed in JAPAN
ISBN 978-4-539-74647-9